

前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正について（議案第52号）

職員課

1 改正の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、選挙長等の報酬の額が改定されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 内容

選挙長等の報酬の額を次のとおり改める。

区 分		現 行	改正案	改定幅
選挙長	日額	10,600円	10,800円	200円
選挙立会人	日額	8,800円	8,900円	100円
投票所の投票立会人	日額	10,700円	10,900円	200円
	半日額	5,350円	5,450円	100円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,500円	9,600円	100円
	半日額	4,750円	4,800円	50円
開票立会人	勤務1回の額	8,800円	8,900円	100円
投票所の投票管理者	日額	12,600円	12,800円	200円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,100円	11,300円	200円
開票管理者	勤務1回の額	10,600円	10,800円	200円

3 施行期日

公布の日